

農地を守る・農地を活かす

農地中間管理事業

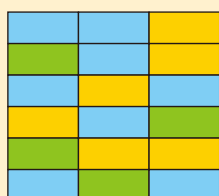
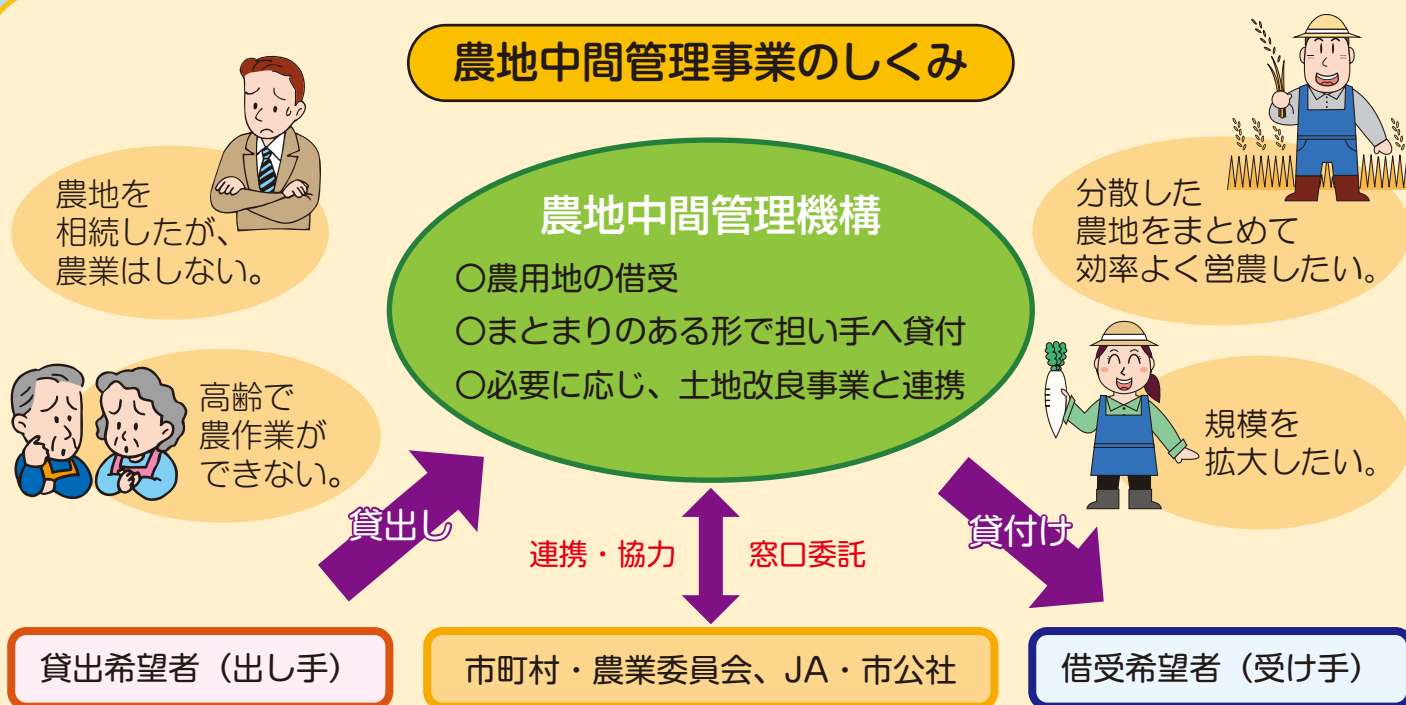


農地中間管理事業は、
地域内の分散した農地を整理するため、
農地中間管理機構が農地を借り受け、
まとまりのある形で担い手に貸し付ける事業です。

農地を貸したい、農地を借りたい
そんなときは、お近くの市町村・
JA・市公社などの地域の窓口にご相談ください。

市街化区域外の農用地等が対象

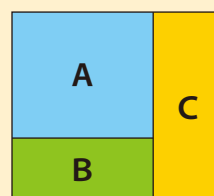
農地中間管理事業のしくみ



〈分散した農地〉

農地の集約化

農地集約化のイメージ



〈集約化した農地〉

市町村・JA・市公社の相談窓口は、機構のホームページに掲載しています。

愛知県農地中間管理機構

公益財団法人 愛知県農業振興基金

〒460-0003

名古屋市中区錦三丁目3番8号 JAあいビル西館

TEL 052-951-3288

E-mail nochia@aichinoshinki.or.jp

農地中間管理事業手続きの流れ

農地を **貸し** たい人

① 貸付の相談

- ・農用地等を貸したいときは、市町村またはJA・市公社など地域の相談窓口でご相談ください。
- ・農用地等の場所、貸し借りの条件などを調査・確認させていただきます。

② 農地貸出申込書の提出

- ・「農用地貸出希望申込書」を市町村やJA・市公社など地域の窓口で受け取り、記入して提出します。

③ 貸借の調整

- ・貸付期間、賃料などの貸付条件を調整します。

④ 農地中間管理権の取得

- ・条件が整ったら、市町村の利用集積計画等により農地中間管理権の設定を受けます。
- ・賃料は、毎年8月1日を基準日とし、12月末に指定口座に振り込みます。

農地を **借り** たい人

① 借受希望者の申し込み

- ・令和5年度からは、市町村が策定する「地域計画」の「目標地図」に記載された方（地域の農業を担う方）に優先的に貸付けが行われます。
- ・まずは、市町村またはJA・市公社など地域の相談窓口にご相談し、「農用地等借受申込書」を提出してください。

② 借受予定者の選定

- ・地域の農業委員会、市町村、JA等と協議して、機構の貸付先決定ルールに基づく方あるいは「目標地図」に記載された「地域の農業を担う方」が借受予定者として選定されます。

③ 利用権の設定

- ・条件を整え、農用地利用集積等促進計画等が認可されると、農用地等の利用権が機構から借受者へ設定されます。
- ・賃料は、毎年8月1日を基準日とし、12月に指定口座から引き落とされます。

農地中間管理事業を利用するメリット

出し手のメリット

- 1 農地中間管理機構（愛知県農業振興基金）は、農地中間管理事業を行うことを目的とした組織として、県から指定された機関であるため、安心して農用地等を託すことができます。
- 2 契約期間終了後は、農地が戻ります。
- 3 要件を満たせば、機構集積協力金の交付を受けることができます。要件等の詳細は市町村へお問い合わせください。
- 4 要件を満たせば、固定資産税の軽減措置、相続税、贈与税の優遇措置が適用されます。

受け手のメリット

- 1 農地の規模拡大や農地の集約化により、農作業の効率化とコストダウンが可能となります。
 - 2 借入期間中は安心して耕作ができます。
- 国の補助金の要件になる場合もあります。
（補助金の種類により条件が異なりますので、該当の国の補助金担当者にお問い合わせください）



機構集積協力金の概要

1 地域集積協力金

農地中間管理事業を活用して、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対して、協力金が交付されます。

【交付要件（次のいずれか一方を満たすこと）】

交付額＝交付対象面積×交付単価

- ・交付対象面積（※1）の1割以上が新たに担い手（※2）に集積されること
- ・地域の農地面積に占める、同一の耕作者の1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上）の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること

農地中間管理事業の活用率（※3）		交付単価/10a（※5）
一般地域	中山間地域（※4）	
20% 超40%以下	4% 超 15%以下	1.0万円
40% 超70%以下	15% 超 30%以下	1.6万円
70% 超80%以下	30% 超 50%以下	2.2万円
80% 超	50% 超 80%以下	2.8万円
	80% 超	3.4万円

（※1）交付対象面積 対象期間内の貸付面積－再貸付面積－貸付期間6年未満の農地面積

※円滑化からの切替も6年以上の契約期間であれば、交付対象面積にカウントされます。

（※2）担い手 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③市町村基本構想の水準到達者 ④集落営農組織

（※3）事業の活用率 累積の貸付面積（6年未満の農地も含む）／地域の農地面積

（※4）中山間地域 中山間地農業ルネッサンス事業の実施地域

（※5）農作業委託の場合は、基幹3作業、委託期間10年以上。交付単価は1/2となります。

2 集約化奨励金

農地中間管理機構からの転貸又は農地中間管理機構を通じた農作業受託により、農地の集約化を図る場合に、地域に対して奨励金が交付されます。

同一年度内で「地域集積協力金」との重複交付が可能です。

過去に「地域集積協力金（集約化タイプ）」の交付を受けた農地は対象外です。

【交付要件（翌々年度までに満たすこと）】

- ・地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上）の団地面積の割合が10ポイント以上増加
- ・地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合が20ポイント以上増加
- ・既に同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合が30%以上の地域では、同一の耕作者の1団地当たりの平均面積が、目標年度までに1.5倍以上

	地域の団地面積の割合	地域の1団地当たりの平均面積	交付単価/10a
区分1	10ポイント以上増加		1.0万円
区分2	20ポイント以上増加	1.5倍以上増加	3.0万円

注. 農作業受託は、基幹3作業以上が対象です。交付単価は1/2となります。

3 経営転換協力金（経営転換・リタイアする場合）

農地中間管理機構に農地を貸し付けることにより、①農業部門の減少により経営転換する場合 ②リタイアする場合 ③相続した農地で農業を行わない場合に、協力金が土地所有者に交付されます。

【交付要件】

原則、すべての自作地を10年以上貸し付けること

	交付単価	上限額
令和5年度	1.0万円/10a	25万円/戸

注. 地域集積協力金又は集約化奨励金と一体的に取り組む場合に限る。



農地中間管理事業Q&A



Q1 機構はどんな農用地等でも借り受けてくれるのですか。

- (A) 「農用地等として利用困難な場合」や「借受希望者が明確でない場合」、「貸し付ける可能性が著しく低い場合」は借り受けできません。

Q2 農用地等の賃料はどうなりますか。

- (A) 当該地域における整備状況等が同程度の賃料を基本としています。水利費の負担やあぜ草刈り管理等の調整もありますので、その地域における通例を参考にして定める金額となります。

Q3 農用地等の賃料はいつもらえますか。

- (A) 8月1日までに機構が借り受けた農用地等については、賃料はその年の12月末までに指定された口座に振り込みます。8月2日以降は翌年の扱いとなります。

Q4 農用地等を貸す場合、貸付期間は10年でなくてはならないのですか。

- (A) 貸付期間は10年以上が望ましいですが、出し手、受け手の事情によりそれ以外の期間で設定していただいてもかまいません。

Q5 貸し付けた農用地等の契約途中の解約はできますか。

- (A) 受け手との話し合いにより、契約の途中で解除できる制度（合意解約）があります。

Q6 契約期間中に出し手が死亡した場合の手続きはどうなりますか。

- (A) 市役所またはJA経由で所有者の名義変更届1部と、添付資料として登記事項証明書または遺産分割協議書を提出していただければ、契約は継続されます。

Q7 農用地等を預けた場合の固定資産税のメリットはありますか。

- (A) 所有する全農用地等（10a未満の自作地を除く）を、①農地中間管理機構に15年以上の期間で貸し付けた場合には5年間、②10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合には3年間、固定資産税が1/2に軽減されます。

Q8 農地中間管理事業について、どこに相談すればいいですか。

- (A) 農用地等のある市町村の農林水産窓口、JAの営農相談窓口または市公社にご相談ください。また、事業全般については愛知県農業振興基金（052-951-3288）にお問い合わせください。